

Q 22

豊かな人権感覚の基礎を育てたい。

豊かな人権感覚を育むためには、幼児期や小学校低学年から、生命の尊さに気づき、自分自身を大切にすることが重要です。また人の気持ちを思いやる心を育み、互いを大切にしようという態度や行動を育成することも大切です。

A1 幼児期は人権感覚の芽生えの時期です。

幼児にとっては、生活の場自体が学びの場です。幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にできる感情とともに、他の人のことも大切に思えるような社会的共感能力の基礎を育むという観点が大切です。

A2 生命の尊さに対する感性などを育てることが大切です。

豊かな人権感覚の基礎としては、自己肯定感や、生命の尊さに対する感性を育てることが重要です。また善悪を判断する力も大切です。その上で、他者の立場や思いを理解し大切に思う心、他者とのより良い人間関係を築くために必要なコミュニケーション力、互いの違いを認め合い、ともに生きる姿勢や態度を育むことが必要です。

A3 発達段階に応じて工夫しましょう。

効果的に人権感覚の基礎を育てるためには、学校教育の連続性や系統性に留意しながら、子どもの成長・発達段階を踏まえて取り組むことが大切です。

また、小学校高学年以上の年齢の子どもであっても、人権感覚の基礎が十分育成されていない場合があります。その場合は、教職員自身の姿勢や態度が、子どもの人権感覚の基礎を育むことにもつながるということを十分認識した上で、指導することが大切です。

〈ポイント〉

幼稚園や保育所及び認定こども園等と小学校のなめらかな接続という観点も大切です。小学校入学をゼロからの出発とせず、就学前の学びを生かした小学校教育を進めていきましょう。

★CHECK①★

「幼児教育推進指針」（大阪府・大阪府教育委員会 平成31[2019]年4月改訂）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180170/kyoikucenter/youjikyokushishin/index.html>

本指針に、子どもが小学校生活に期待感を持ち、一人ひとりが生き生きと自分らしさを発揮できるようにするために、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携の必要性が明記されています。具体的には、小学校における子どもの体験入学や遊びの交流、教員・保育士による合同研修会、保育参観や授業参観等の交流を通して、情報の共有やそれぞれの教育課程、保育課程についての理解を深めることが大切であるとしています。[2. —[1]—(2)ア]

★CHECK②★

「豊かな育ちと学びをつなぐー就学前教育と小学校との連携をすすめるために」

(大阪府教育委員会 平成 18[2006]年 12 月)

<https://www.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/yutakanasodati/>

この冊子には、保育所・幼稚園と小学校が連携して取り組んだ府内の実践事例が豊富にありますので、参考にしてください。

★CHECK③★

「人権基礎教育指導事例集」(大阪府教育委員会 平成 16[2004]年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/zireisyu/index.html>

豊かな人権感覚の基礎を育てるための事例として具体的な展開例について、「生命の尊重」「自尊感情」など9つの観点でまとめています。

★CHECK④★

①「人権教育教材集・資料(CD版)」(大阪府教育委員会 平成 23[2011]年3月、平成 28[2016]年 10 月改訂)

https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/humanrights_files/kyozaishiryoku/page_top.html

小学校1～3年生用、小学校4～6年生用、中学生用の3種類に分かれ、さまざまな人権課題に対応するとともに、児童生徒の感性に訴え、人権感覚の育成に関わる教材を取り入れています。また、それぞれの教材について「教材設定の理由」「教材を活用するにあたっての留意点」「教材の解説・補足資料」などが掲載されています。一部、Web ページからもダウンロードすることができます(パスワードが必要です)。

②「人権教育実践事例集(CD版)」(大阪府教育委員会 平成 29[2017]年6月)

https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/humanrights_files/kyozaishiryoku/page_top.html

①の人権教育教材集・資料を活用した実践事例を各学校で取り組んでいただきやすいよう、「実践にあたって」「ねらい」「実践の流れと児童生徒の様子」「実践を終えて」の項目に構成して、掲載しています。

③「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット(大阪府教育庁 平成 29[2017]年 11 月)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/gakkyuudukuri.pdf

子どもたちが自分の思いを伝え、互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるために、子どもの発達段階に応じた系統性のある年間を通しての活動例や、すぐに使える教材や資料を紹介しています。

④「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案」

(大阪府教育委員会 令和2[2020]年7月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyouzai.html

新型コロナウイルスの感染拡大下では、未知のウイルスに対する不安や感染に対する過度の恐れが、様々な場面で、偏見・差別を生み出す状況になりました。新型コロナウイルス感染症に限らず、感染者やその家族、医療従事者、また、特定の国や地域の人々等に対する偏見・差別は人権侵害であり、絶対に許されないことです。

学校では、正しい知識に基づき、偏見・差別が生じない取組みを進める必要があります。

新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別について、子どもと一緒に考えることができる教材及び学習指導案を紹介しています。

⑤「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」(大阪府教育庁 令和6〔2024〕年9月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9145/gakushukatudoutaikei.pdf>

「ネット上の偏見・差別について考える学習教材」(大阪府教育庁 令和6〔2024〕年9月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/zinken/jinken_kyousai.html

近年の情報化の進展に伴い、SNS などインターネット上の差別や人権侵害に対する対応が課題となっています。児童生徒を被害者にも加害者にも傍観者にもしないために、ネット上の偏見・差別について考える教材や指導のてびきを紹介しています。

★CHECK⑤★

①「OSAKA人権教育ABCー人権学習プログラムー」(大阪府教育センター 平成 19〔2007〕年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。A章「自分と仲間」では、自分を好きになり、違いを認め合い、自分と他者を大切に思えるための教材を掲載しています。

②「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成 20〔2008〕年5月)

子どものつばやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第1章の5では、人権感覚の基礎である子どもの自己肯定感をほぐむことの大切さを説明するとともに、子どもをエンパワメントするワークや実践のエピソードが紹介されています。

③「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり[探究編]ー」(大阪府教育センター 平成 21〔2009〕年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」にまとめたことを発展させています。特に、第8章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

④「OSAKA人権教育ABC Part5 ー子どもの学びと育ちをつなぐ 連携から協働へー」

(大阪府教育センター 平成 25〔2013〕年3月)

子どもが新しい環境で、安心して人間関係を作るための校種間連携(保幼小・小小・小中・中高)の必要性和意義について紹介しています。

★CHECK⑥★

「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

すべての子どもたちが、安全に安心して学校生活を送ることができるよう、様々な人権課題の理解を深めるとともに、課題の解消に向けた取組みを進めるための教職員用研修資料です。

【補足と発展】

「幼稚園教育要領」には、「友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。」「自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。」「友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。」「友達との関わりを深め、思いやりをもつ。」など、人権感覚の基礎に関わる記載がありますが、小学校以上の年齢の子どもにとっても大切にすべき内容です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 学校教育における人権教育は、様々な人権問題について、単に知識や理解を深めるだけではなく、人権問題の解決に向けた態度を育成するとともに、自己表現力、コミュニケーション能力といった技術・技能の習得を図り、人間関係づくりを深めていくことが重要である。さらに、一人ひとりの幼児・児童・生徒(以下「子ども」という。)に自己肯定感を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に義務の主体であるという認識を育成することをめざして人権教育を推進する。

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◆ 人権感覚の育成に関わる指導内容が紹介されている。
 - 事例12:聴く技能を育てる指導
 - 事例13:イマジネーション能力を育てる指導
 - 事例14:感受性を高める指導
 - 事例15:建設的な問題解決法についての指導〔実践編 II-1. -(2). 事例12～15〕
- ◎ 人権教育が育成を目指す技能には、コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれる。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にする。〔第I章-1. -(4)〕
- ◎ 学校において人権教育に取り組むに際しては、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要である。〔第II章-第2節-3. -(4)〕

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」(文部科学省 令和6〔2024〕年3月改訂)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00006.htm

- ◆ 学習指導要領に新たに盛り込まれた要素である、社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、第三次とりまとめとの関係性が述べられている。〔I-2. -(1)〕
- ◎ 学校において教職員が、児童生徒に対して人権教育を行うことは、社会の良識の根幹を支える営みと言っても過言ではない。教職員が人権教育を実践する際には、社会とのつながりを意識し、社会に開かれたものとする必要がある。〔I-2. -(1)-①〕
- ◎ 学校で人権教育を行うに当たっては、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習(探究)の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなる。このため、教科等横断的な視点は、人権教育においては特に重要である。〔I-2. -(1)-②〕
- ◆ 人権教育の指導方法の基本原理として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置き、「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」を行うことは、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にもつながるものであり、人権に関する知的理解や人権感覚を養い、他者の人権を守るための実践行動がとれるようになると述べられている。〔I-2. -(1)-③〕